

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月1日（平成28年（行情）諮問第523号）

答申日：平成28年12月20日（平成28年度（行情）答申第611号）

事件名：「国際平和協力活動等における派遣隊員の人的不測事態発生時の留守家族への情報伝達及び通知要領について（通達）」と同様な性格を持つ通達で航空自衛官を対象としたものの開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『国際平和協力活動等における派遣隊員の人的不測事態発生時の留守家族への情報伝達及び通知要領について（通達）』（2015.9.7一本本B859）と同様な性格を持つ通達で航空自衛官を対象としたもの。  
\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報を含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、次の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

文書1 イラク復興支援活動における不測事態発生時の家族に対する通知要領等について（通達）（登録外報告）（空幕厚第96号。16.3.26）

文書2 イラク復興支援活動における不測事態発生時の家族に対する通知要領等について（通達）の一部変更について（通達）（空幕厚第282号。20.12.3）

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月22日付け防官文第1035号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の再特定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

他にも文書が存在する、ないし文書の特定に誤りがあるものと思われる。  
本件対象文書はイラク復興支援活動に従事する隊員を対象としているが、請求者が請求したのは海外派遣に従事する隊員一般に適用される通知である。

処分庁は本件請求における文書の特定を誤っているといわざるを得ない。また国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件請求文書に該当する行政文書として本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づく原処分を行った。本件異議申立ては、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 本件対象文書について

##### (1) 本件対象文書の特定

イラク復興支援活動においては、現地での長期活動（ライフラインの整備等を実施）であったため、不測事態発生時の家族に対する連絡手段を定める必要があったが、その他の活動（南スーダン、国際緊急援助活動等）においては、短期間の輸送業務のみであり、作成する必要がなかったことから、本件対象文書のみを特定したものである。

##### (2) 本件対象文書の電磁的記録

ア 文書1については、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成されたものである。

イ 文書2については、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成し、紙媒体により決裁を行い、保存、管理していた。その後、文書作成ソフトにより作成した電磁的記録は不要であることから廃棄した。

本件異議申立てを受け、再度パソコン上のファイル等の探索を行ったが、電磁的記録は確認されなかった。

#### 3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、本件対象文書はイラク復興支援活動に従事する隊員を対象としているが、請求者が請求したのは、海外派遣に従事する隊員一般に適用される通知であり、処分庁は本件請求における文書の特定を誤っているといわざるを得ないと主張するが、上記2のとおり、本件対象文書以外は作成していなかったことから原処分を行ったものである。

(2) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、上記2(2)アについては、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作

成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定しており、上記2(2)イについては、原処分において特定した文書は紙媒体であり、電磁的記録は保有していない。

(3) 以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年9月1日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月22日  | 審議            |
| ④ 同年12月16日  | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、イラク復興支援活動における不測事態発生時の家族に対する通知要領等についての通達(文書1)と同通達を一部変更する通達(文書2)である。

異議申立人は、本件対象文書の特定に誤りがあると主張するとともにPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、航空自衛隊において、国際平和協力活動であるイラク復興支援活動(イラク復興支援派遣輸送航空隊等)に従事する隊員に不測事態が生じた場合の家族への通知に関して必要な細部要領を定め、迅速的確な通知の実施を図ることを目的として作成された通達である。

イ イラク復興支援活動(イラク復興支援派遣輸送航空隊等)に従事する航空自衛隊員については、平成15年12月から平成21年2月までクウェート等に拠点を設けイラク国内への人道復興関連物資等の輸送に従事し、現地における活動が長期間に及ぶことから、不測事態発生時の家族に対する連絡の実施要領等の基準を定めておく必要性があったため、関係機関及び部隊長等に通達を発出したものであるが、その他の国際平和協力活動や国際緊急援助活動は、航空自衛隊においては、派遣隊員や物資の輸送業務であり、短期間の活動であることから、作成する必要性がなく、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する通達は発出していない。

なお、本件開示請求書に同様な性格を持つ通達として記載されている「国際平和協力活動等における派遣隊員の人的不測事態発生時の留守家族への情報伝達及び通知要領について（通達）」については、陸上幕僚監部において作成された文書である。航空自衛隊では、国際平和協力活動及び国際緊急援助活動全般に適用される同様の文書は作成していない。

ウ 本件対象文書については、航空幕僚監部の担当者が電磁的記録により作成したものであるが、文書1は原処分でPDF形式以外の電磁的記録を特定しており、文書2は紙媒体により決裁を行い、発簡後は紙媒体で保存することとし、元の電磁的記録は必要がないため廃棄した。

本件異議申立てを受け、再度パソコン上のファイルの探索を行ったが、文書2の電磁的記録は保有していない。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書の内容は、諮問庁の上記(1)アの説明のとおりと認められ、イラク復興支援活動以外の国際平和協力活動等における航空自衛隊の任務については、不測事態発生時の留守家族への情報伝達及び通知要領につき作成する必要性がなかった旨の上記(1)イの説明並びに文書2の保存方法を踏まえると、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は存在しない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久